

陳 情 第 7 6 号	令 8 . 8 . 2 1 受 理
(件 名) 排せつに課題を抱える障害児者の日常生活用具の給付対象品目に排せつ予測支援機器を追加することについて	
(陳情の要旨) 令和6年3月の厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料の「日常生活用具給付等事業の適正な実施について」には、「日常生活用具給付等事業については、その事業費が年々増加傾向にあり、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において効果的・効率的な事業実施が図られる必要がある。また、当事者団体等からは、一部の市町村においては、長期間にわたり種目や基準額等の見直しが行われていない状況にあるとの声も寄せられているところである。このため、各市町村においては、平成18年の障害者自立支援法以前に国が定めた基準額や実施方法にとらわれることなく、定期的に当事者の意見を聴取によるニーズ把握や実勢価格の調査等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額となるよう定期的な見直しに努められたい」との記載がある。 排せつに関する困難は、本人の身体的・精神的な負担にとどまらず、家族の継続的な介助負担や外出・通所・通学への影響など、障害児者及びその家族の生活全般に大きく波及する課題である。 排せつ予測支援機器 D F r e e (以下「本機器」)は、超音波センサーにより膀胱内の尿量を客観的な数値として可視化し、排せつのタイミングを本人または介助者に通知することで、こうした負担を本質的に軽減する機器である。本機器は、令和4年4月に介護保険制度における特定福祉用具販売の給付対象品目となっており、介護を要する高齢者は1割から3割の自己負担で利用できる一方、同じ排せつの課題を抱える障害児者は、日常生活用具の給付対象品目とされていない自治体では全額を自己負担せざるを得ない状況である。 同じ悩みを抱えながら、年齢や適用制度の違いによって受けられる支援に差が生じている現状は、障害児者等にとって納得し難いものである。 日常生活用具給付等事業は市町村の判断で給付対象品目を定めることができる制度であり、この制度の谷間は鹿児島市自らの決定によって埋めることができる。 本機器は、既に山口県下関市や東京都の港区・板橋区・品川区をはじめ、全国の自治体で給付対象品目とされてきており、鹿児島市においても、本機器を早急に日常生活用具の給付対象として追加することが強く望まれる。 本機器は、超音波センサーにより膀胱を経時的にモニタリングし、膀胱内の尿の溜まり具合を0	

～10で数値化する。その数値は専用タブレットやスマートフォンで確認でき、タイミングを予測し排せつ機会を障害児者等に通知することが可能である。

本機器を装着し、通知のタイミングで声かけを行うことで、感覚や一定の時間間隔でトイレへ誘導するのではなく、膀胱に尿が溜まったタイミングで声かけを行える。現時点では、全ての排せつをトイレで行える段階には至っていないが、中長期的に活用することで、本人が通知を基に尿意を意識し、トイレに行きたい旨を伝えられるようになるのではないかと期待している。このように本機器は、適切なタイミングで尿意を感じることができない障害児者にとって非常に有用な機器である。

については、障害児者及びその家族が少ない自己負担で本機器を購入できるよう、下記事項について陳情する。

記

1. 鹿児島市内に居住する排せつに課題を抱える障害児者及びその家族が、年齢や制度の違いにかかわらず必要な支援を受けられるよう、鹿児島市において本機器を日常生活用具の給付対象品目として追加すること。